北海道文教大学高大接続科目等履修生に関する申合せ

（令和７年９月 17 日 大学運営会議決定）

この申合せは、北海道文教大学科目等履修生規程（平成 11 年４月７日程第 18 号）第３条の２第２項の規定に基づき、高大接続科目等履修生について、必要な事項を定めるものとする。

1. 目的

高等学校等に在籍する者に対して、本学の学生を対象に開設する授業科目及び学科プログラムの履修機会を提供し、大学教育に対する理解を深めることにより高等学校等と大学との円滑な接続を図るとともに、高校生等の学習意欲に応えることにより高等学校等における教育の一層の向上を図ることを目的とする。

2. 入学資格

高大接続履修生として入学できる者は、当該授業科目を履修するに十分な学力を有すると認められ、生徒が在籍する高等学校等の長が推薦する者とする。

3. 出願手続

高大接続科目等履修生として志願する者は、定められた時期までに、在籍する高等学校等の長を通じて、次の書類により学長に願い出なければならない。

（1）高大接続科目等履修生入学願書
（2）在籍する高等学校等の長の推薦書

4. 入学許可

入学志願者については、当該学部等において選考を行い、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

学長は、入学を許可した時は、高等学校等の長を通じて本人に通知するものとする。

5. 履修期間

高大接続科目等履修生の履修期間は、１年以内とする。

6. 単位の授与等

履修した授業科目及び学科プログラムについて、試験等を受け合格した者に対し、単位を授与する。

単位を授与した生徒に、単位を修得した旨の証明書を交付する。

7. 修得した単位の取り扱い

高大接続履修生として修得した単位については、当該学部に入学した場合に当該学部の卒業要件単位に含めることができる。ただし、生徒が在籍する高等学校等の単位として認定された場合はこの限りではない。

8. 退学

学長は、高大接続科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

9. 履修許可の取消し

学長は、高大接続科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたときは、当該授業科目及び学科プログラムの履修の許可を取り消すことができる。

10. 規程の準用

高大接続科目等履修生については、この申合せに定めるもののほか、本学学則及び諸規程を準用する。

附　記

この申合せは、令和 7 年 10 月 1 日から実施する。